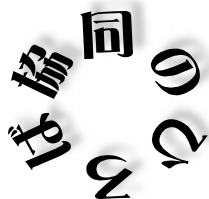


介護・福祉移送の担い手と今後の課題 —タクシーと介護会社の動向に関連して—



2005年7月

高野 修（自交労協連準備会代表）

いま「介護タクシー」「介護移送」が、タクシー会社や介護事業所で問題となっています。これまでの経過を振り返りながら、当面の課題を考えてみました。

1. 2003年4月の介護保険の見直しによる激変

(1)2000年に介護保険制度が実施されました。その後、2級ヘルパー資格の乗務員がタクシー乗降前後の介護を行って、介護保険の「身体介護」料金をもらうことで、タクシー料金が結果的に不要となる方式を福岡県の「メディス」タクシーが導入しました。これを運輸当局も追認して、全国的にタクシー会社による「介護タクシー」が爆発的に広がりました。ところで、こうした形態はそれまで想定されていなかった形であったため、介護保険の要介護者には好感を持って受け入れられた反面、自治体などには「正常化」を求める人々もいました。

(2)2003年4月の「介護報酬の見直し」に当たって、上記「介護タクシー」が一つのターゲットにされ、「身体介護30分2100円 乗降介助1000円」「要介護度3以下の人は対象外」「移送のみ特化することは駄目」となりました。結局「タクシー

運賃は介護保険とは別に収受すること」とされ、それまでと比較すると利用者の負担増は大きく、利用者は減少し、タクシー会社は減収となりました。

(3)こうした結果、2003年まで倍々で増加し続けていた「タクシー事業者による介護サービス」の「利用回数」が初めて減少し、特に上記「介護タクシー」の牽引車的役割を發揮していた福岡、香川、岡山などでは前年比5万件以上の減少となり、大きな打撃を受けたのです。

2. NPO等による有償ボランティア輸送の合法化

(1)厚生労働省と国土交通省は、上記の「介護タクシー」で問題となった要介護者等の輸送サービスの実態[ボランティアによる有償運送]について、正常化を図る必要があることを確認し、2004年に「中間整理案」を公表、パブリックコメントに付した後、同年3月「介護輸送に係る法的取扱いについて」を決定しました。

(2)この文書では「取扱い方針の概要」として、「施設介護事業者の送迎は自家輸送」として認める一方で、「訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送」は「道路運

送法の事業許可[緑ナンバー]によることを原則とする、NPO等は、自家用車[白ナンバー]の有償運送許可をとることができる、ヘルパーが自己車両で有償運送する場合も、自家用車[白ナンバー]の有償運送許可をとることができる、一定の準備期間後は、制裁を課す」ということを明確にしました。

- (3)上記文書には、「<中間整理>」と「介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者に係るSTSの取扱い方針」が添付されており、「(その)方針に沿って具体的な取扱いを行う」とされました。[注/この文書で「STSとは、スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう」とされています。]
- (4)この取扱い方針を踏まえ、国土交通省は同年3月16日付けで、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」と題する通達を各地方運輸局に発しました。[道路運送法80条は「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。」と規定していますが、但し書きで「-----やむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、このかぎりでない」となっています。]
- (5)また同日付けで、「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」「特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化について」などの通達も発して、「ケア輸送サービス」等の範囲や許可

基準等を明示しました。

- (6)こうして、従来「グレーゾーン」になっていた「患者・介護輸送」の道路運送法上の取扱いを明確にすると同時に、許可要件等を緩和して取得しやすいようにしたのです。

3. 「患者・介護輸送」の道路運送法上の取扱いと課題

- (1)以上の結果、「患者・介護輸送」の道路運送法上の取扱いは、「4条許可による患者等輸送事業[限定]、43条許可による特定旅客運送事業、80条許可による有償運送」に区分されるところとなりました。[別表参照]
- (2)ですから、NPO等が自家用車を使って行っている「無許可」の「有償運送」は、「重点指導期間」である2006年3月末までに、上記区分に基づく「正常化」を図らねばならなくなったわけです。
- (3)その「80条許可」については、地方公共団体を含む関係者の「運営協議会」での協議が必要です。その「運営協議会」自体の設置が進んでいないという状況もあり、現在NPO等は、「運営協議会」の立ち上げを行うことと、セダン型車両が使用できるように「特区申請」を行うよう要請して、各自治体に申し入れを行っています。
- (4)一方タクシー業界(特に地方業界)は、長引く不況による乗客減とタクシーの規制緩和による競争の激化により深刻な状態にあることから、「利用者を奪われる」という意識や、「これまで安全な地域輸送を守ってきたのはプロである自分たち」という自負もあって、白ナンバーによる

有償運送には消極的です。

4. 介護会社の青ナンバー化

- (1)ところで、上記「80条許可」は、「運営協議会」を経ないで行なわれる場合もあります。それは「4条許可」(青ナンバー)を得た場合であり、その場合は「付随して80条許可によるヘルパーの自家用車での送迎が可能」になるのです。
- (2)そこで、自家用車等を使って送迎を行っている「訪問・居宅介護会社」が、4条許可による患者等輸送事業[限定、1台から可]を取得して、付随して80条許可によるヘルパーの自家用車での送迎を実施するケースが増加しています。
- (3)「重点指導期間」である来年3月末までに、全国約25万事業者の内、許可を取得する必要があるとされる約5万社の「訪問・居宅介護会社」が、こうした「青ナンバー化」を図った場合、運賃がタクシーより安価な介護会社に、タクシーの依存率が高い高齢者の利用がシフトすると考えられます。そうなれば、特に過疎地などでタクシーが経営困難に陥り廃業するという事態も想定され、公共交通機関がなくなり、新たな交通空白地帯が出現する可能性があるということで心配されています。

5. 私の問題意識と課題

上記のように、来年3月末まで、「ケア輸送」の「正常化」を巡って、様々な許可問題が起こる事が予想されます。

全国の労協・高齢協の介護事業所でも、いずれかの「許可」取得が課題になっていると思われる。

私は、移動制約者の移動を保障することは、国民全体が考えなければならない問題だと考えますが、同時にそうした人々に関わっているタクシー事業者やNPOなどが、特に重要な役割を果たすべきだと考えています。個別的な輸送ではあっても、「公共交通機関」として、今や地域交通に欠かせないタクシー事業者は、乗客輸送のプロとして、「安全輸送」を大前提にして、NPOを含むあらゆる人々と協力して、地域における全ての人々の輸送を考えることが求められていると思います。タクシー事業者やNPO等は、国や自治体が福祉・介護輸送の責任を全うせず、「安上がり」だということだけでボランティアを利用しようとするのを許してはなりません。全面的な自立と社会参加を果たすために、相協力して制度・政策要求として運動していくことが求められています。

全国の労協・高齢協の介護事業所が、「許可」取得を検討する場合、輸送の頻度、「2種免許(運転免許)」所持者がいるかどうか、車両の維持管理、安全輸送を担保する運行管理などの諸条件を勘案して決めることになるのかと思われませんが、その際に当該地域のタクシー会社等との提携が図れないか、是非検討していただきたいと思います。移送料金や輸送方法、継続性など具体的な問題で相談して貰い、独自に「許可取得」する方法が良いのか、専門事業者に委託する方法が良いのかを検討していただきたいと思います。もし提携が図れば、「地域に根ざす」両者がお互いに前進し、地域住民の公共輸送機関の充実・発展に寄与できると思うのです。そこに私たちが進むべき協同事業の方向もあるのではないかと考えています。

別表

(国土交通省「福祉輸送にかかる取扱規定集」平成16年4月16日より)
道路運送法の事業区分

旅客自動車運送事業 { 他人の需要に応じ、旅客を運送する事業 }
(二種免許が必要)

一般旅客自動車運送事業

一般乗合旅客自動車運送事業 【法4条・許可】(乗合バス)
{ 路線を定めて定期に運行する自動車により運送 }

一般貸切旅客自動車運送事業 【法4条・許可】(貸切バス)
{ 一般乗合及び一般乗用以外の運送事業 }

一般乗用旅客自動車運送事業 【法4条・許可】(タクシー)
{ 一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸切る運送
患者輸送事業(もっぱらケア輸送サービスを行うもの)もこ
の事業の一形態

特定旅客自動車運送事業【法43条・許可】

{ 特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送 }
例) 他社に委託して特定の病院患者等の送迎輸送
特定市町村の特定の要介護者の医療施設への輸送

自家用自動車による有償運送【法80条・許可】(一種免許で可)

{ 緊急時または公共の福祉の確保のためやむを得ない場合 }
例) 自治体が行う過疎地の住民輸送
NPO等による福祉、過疎地有償運送

自家輸送【無規制】(一種免許で可)

{ 他人の需要に応じる輸送でないもの }
例) 学校、病院等の送迎輸送

無償輸送【無規制】(一種免許で可)

{ 輸送の対価を収受しないもの }
例) ホテル等の送迎輸送、輸送の対価を収受しないボランティア輸送

青
ナ
ン
バ
ー
(事
業
用
自
動
車)

白
ナ
ン
バ
ー
(自
家
用
自
動
車)